草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例(令和2年草津市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間等)

第2条 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場(以下「駐車場」という。) の供用時間は、午前0時から午後12時までとし、自動車駐車場の入出庫の取扱い時間は、午前8時から午後10時までとする。

(駐車できる自動車)

第3条 条例第5条ただし書の規定により駐車できる自動車の大きさは、長さ5.15 メートル以下、幅2.0メートル以下、高さ2.1メートル以下のものとする。

(自転車駐車場使用手続等)

第4条 自転車駐車場を使用しようとする者は、自転車等を係留装置に自ら固定し、当該自転車等を退場させる時に、料金所において駐車時間に対応する料金を納付しなければならない。

(自動車駐車場使用手続等)

- 第5条 自動車駐車場を使用しようとする者は、発券所において駐車券(別記様式)を 受け取り、使用後料金所において当該駐車券を提出し、駐車時間に対応する料金を納 付しなければならない。
- 2 駐車券の紛失等により入庫時間が確認できない場合における料金は、入庫の日の開 場時間から出庫時間までの料金とする。

(特別利用駐車に係る自動車駐車場使用手続等)

- 第6条 条例別表備考2に規定する特別利用駐車に係る自動車駐車場を使用しようと する者は、市長が別に定める手続に従って、特別利用駐車の許可を受けなければなら ない。
- 2 特別利用駐車に係る料金は、1月当たり11,000円とする。 (料金の減免)
- 第7条 条例第8条の規定により料金を減額し、または免除することができる場合およびその額は、次に掲げる車両とする。
 - (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動 車 免除
 - (2) 国または地方公共団体の職員が防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用する車両 免除
 - (3) 法令の定めるところにより駐車場の監督または検査のために使用する車両 免除

- (4) 駐車場に係る電気、水道、ガスその他の工事のために使用する車両 免除
- (5) 駐車場に係るごみその他の汚物を収集するために使用する車両 免除
- (6) 身体障害者等が運転または乗車する車両で、市長が別に定めるもの 市長が定める額
- (7) 公務のために使用する本市の公用車 免除
- (8) その他市長が特に必要があると認める車両 市長が定める額
- 第8条 前条に定める場合のほか、次に掲げる本市の施設を使用する際に自動車を駐車する場合は、駐車開始後4時間(第5号に掲げる施設を使用する場合にあっては、2時間)に限り、条例第8条の規定により料金を免除する。
 - (1) 草津市立市民総合交流センター条例(令和2年草津市条例第21号)第6条第 1項に規定する使用許可を受けた施設
 - (2) 草津市立人権センター
 - (3) 草津市立少年センター
 - (4) 草津市立男女共同参画センター
 - (5) 草津市立北部子育て支援拠点施設

(使用者の遵守事項)

- 第9条 駐車場の使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 駐車の位置については、係員の指示に従うこと。
 - (2) 車両には必ず施錠を行う等、盗難防止に努めること。
 - (3) 特別利用駐車を他人に譲渡または貸与しないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の利用に当たっては、条例、この規則および係員の指示に従うこと。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理運営について必要な事項は、市 長が定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の規定は、公布の日から施行する。

別記様式(第6条第1項関係)

